

第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動

第1章 CHAPTER 1



第1節

警察の組織

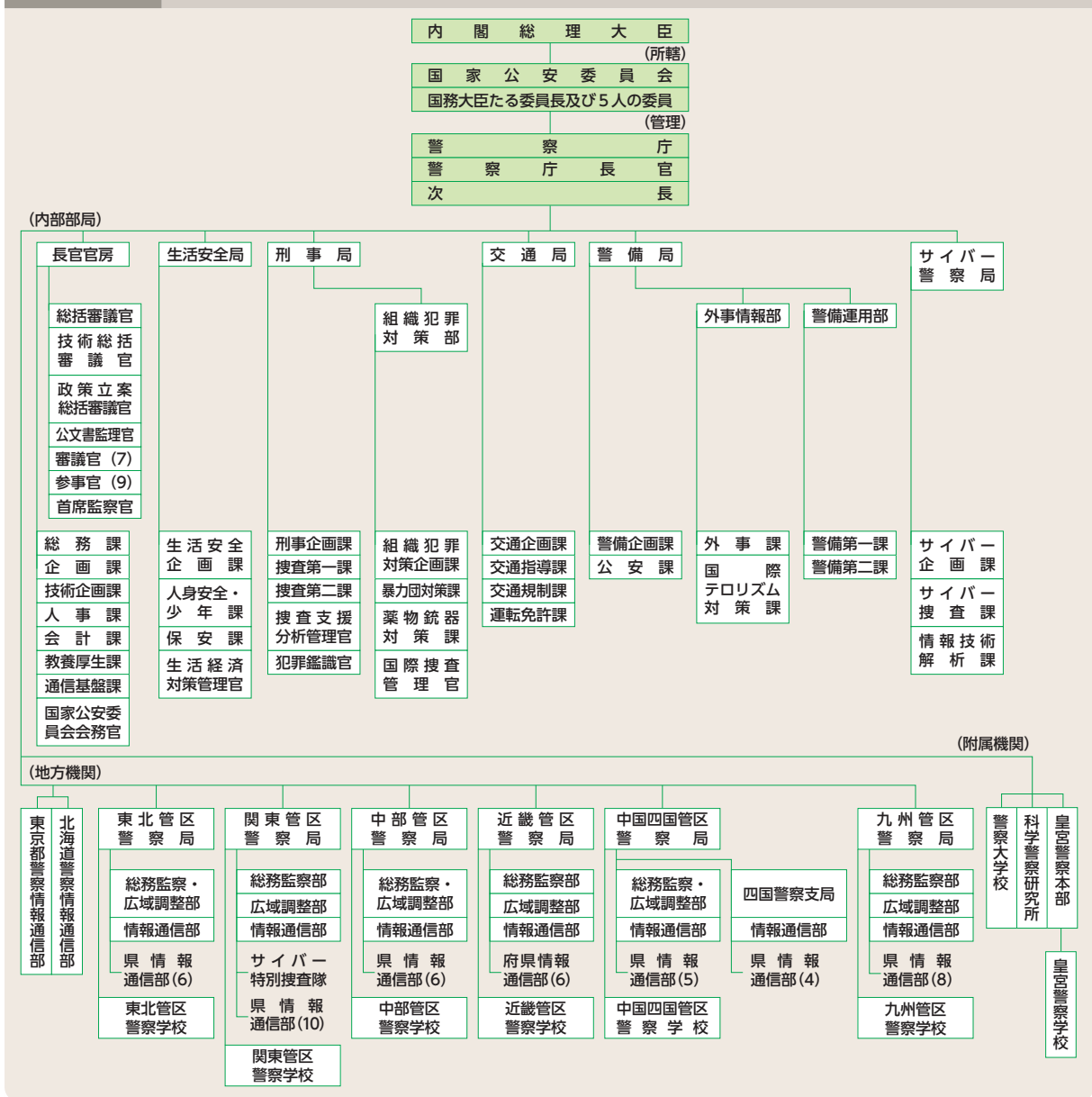
(1) 公安委員会制度

公安委員会制度は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

(2) 国の警察組織

原則として、執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている^(注)。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

図表1-1 国の警察組織（令和4年（2022年）度）

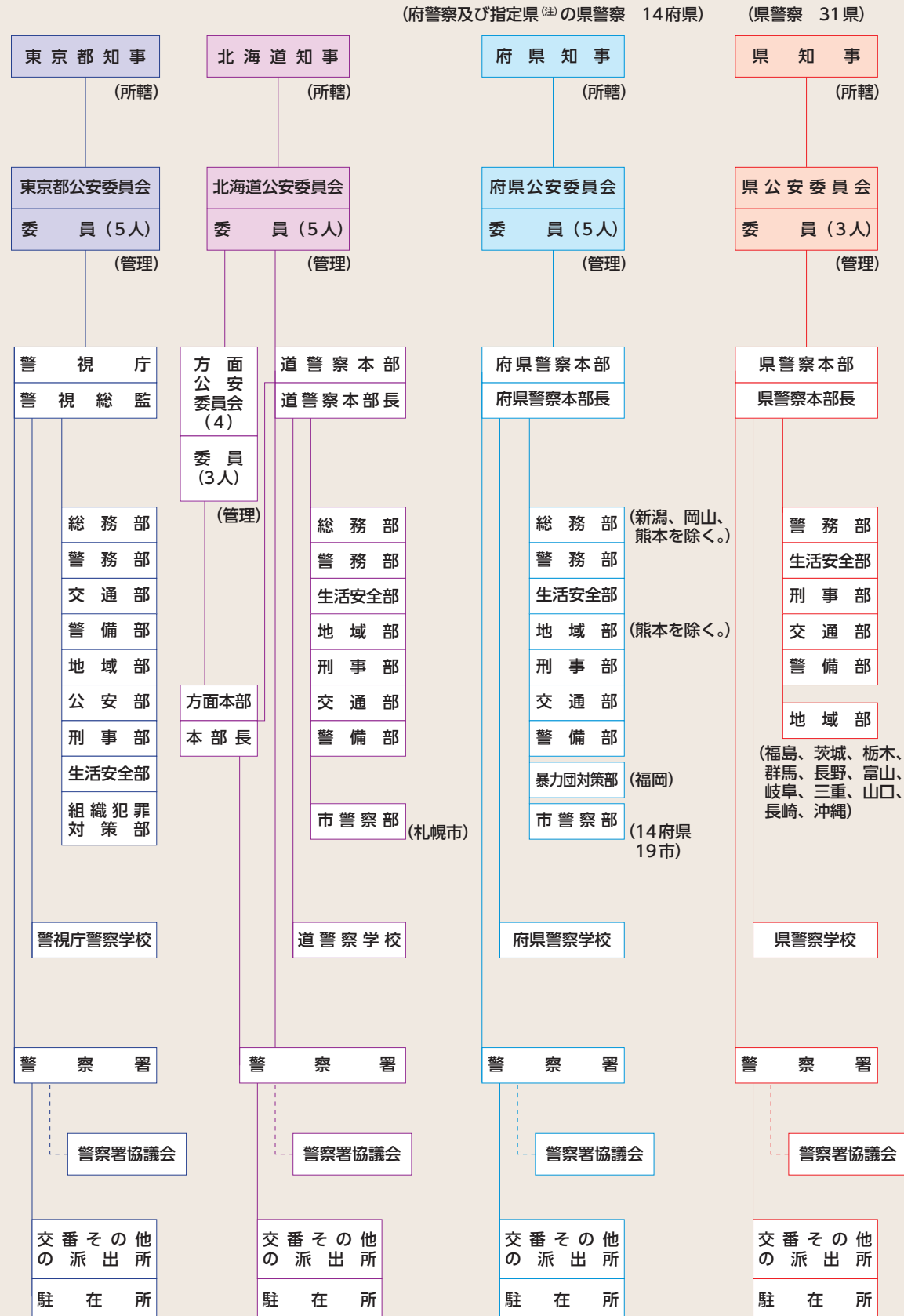


注：令和4年4月から、国家公安委員会の管理の下、警察庁が重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどることとなり、関東管区警察局に新設されたサイバー特別捜査隊が執行事務を担うこととなった。

(3) 都道府県の警察組織

令和4年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,149の警察署が置かれている。

図表1-2 都道府県の警察組織



注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県
 令和4年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、岡山、広島、福岡及び熊本である。

第2節

公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（令和4年（2022年）9月1日現在）

委員長	谷 公 一	国務大臣、衆議院議員
委員	小 田 尚	元会社役員
委員	櫻 井 敬 子	大学教授
委員	横 畠 裕 介	元内閣法制局長官
委員	宮 崎 緑	大学教授
委員	竹 部 幸 夫	元会社役員

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、警察庁長官や地方警務官^(注1)の任命、監察の指示、交通安全業務計画や防災業務計画の策定等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させられた事務を行うほか、警察庁が担う警察制度



国家公安委員会の定例会議

の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト^(注2)で紹介している。

注1：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

注2：国家公安委員会ウェブサイト (<https://www.npsc.go.jp/>)



CASE ▶

令和3年11月、国家公安委員会委員長は、滋賀県において、交通安全ボランティア等と、子供の交通事故防止対策に関する車座対話を実施した。



車座対話をする国家公安委員会委員長

CASE ▶

令和3年12月、国家公安委員会委員は、千葉県を訪れ、県警職員との意見交換を行ったほか、女性留置施設や交番等を視察した。



交番を視察する国家公安委員会委員

CASE ▶

令和3年12月、国家公安委員会委員は、長野県を訪れ、県警幹部との意見交換を行ったほか、山岳救助訓練や駐在所等を視察した。



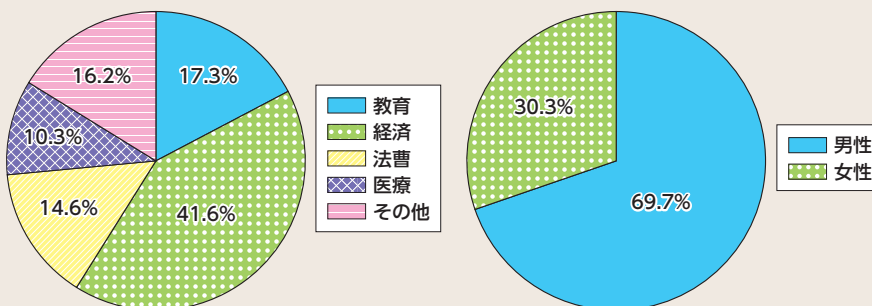
山岳救助訓練を視察する国家公安委員会委員

(2) 都道府県公安委員会

① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表1-4 都道府県公安委員会委員の構成（令和3年末現在）



② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故、災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



鹿児島県公安委員会のウェブサイト

CASE ▶

令和3年3月、北海道北見方面公安委員会委員は、災害警備用エアテントの設置訓練を視察し、同テントをはじめとする災害警備用資機材の使用方法等について説明を受けた。



エアテント設置訓練を視察する北海道北見方面公安委員会委員

CASE ▶

令和3年10月、愛媛県公安委員会委員は、県警航空基地において、基地施設や警察活動へのヘリコプター運用に関する説明を受けるとともに、ヘリコプターに搭乗し、上空から愛媛県の地勢等を視察した。



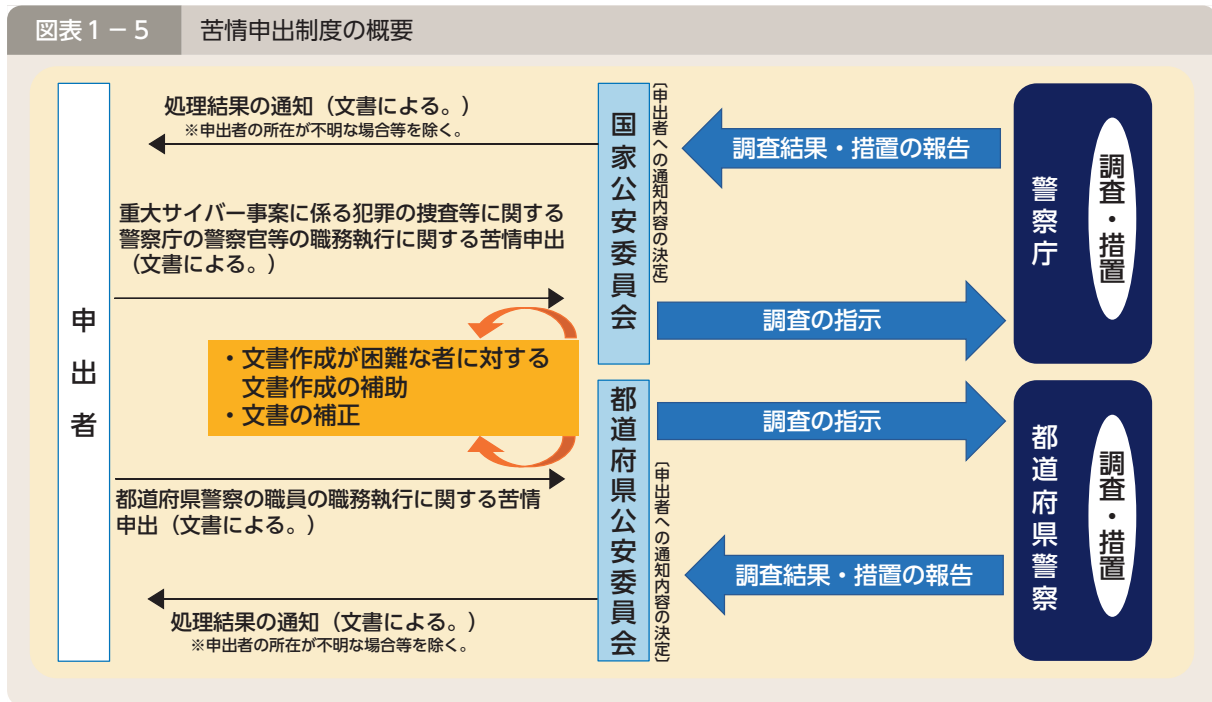
航空基地を視察する愛媛県公安委員会委員

(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。令和3年中は、全国の都道府県公安委員会において1,270件の苦情を受理した。

また、令和4年4月から、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する警察庁の警察官等の職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し文書により苦情の申出をことができ、国家公安委員会は、原則として処理の結果を文書により通知することとなった。

図表1-5 苦情申出制度の概要



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

(4) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。

令和3年中は、テレビ会議システムを活用し、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を開催し、「コロナ禍に学んだこれからの公安委員会の在り方等」をテーマに意見交換を行った。



全国公安委員会連絡会議

また、各管区及び北海道においても、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議を開催しており、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換を行っている。

CASE

令和3年12月、中国四国管区内公安委員会連絡会議が開催され、中国四国管区内各県の公安委員会委員、国家公安委員会委員等が出席した。同会議では、コロナ禍における警察運営について各県の取組を報告し、意見交換を行った。



中国四国管区内公安委員会連絡会議

公安委員の声

警察官が幸せであれば、治安が良くなる

滋賀県公安委員会委員
おおつか よしひこ
 大塚 良彦

委員就任 平成27年7月26日

公安委員となり6年目を迎え、その間の公安委員の活動を通じて感じたこと、考えたことを述べさせていただきたいと思います。

そもそも都道府県の公安委員会制度は、戦後、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、都道府県知事の所轄下に、市民の代表者によって構成される合議体の機関である都道府県公安委員会を設置し、これに警察の管理を委ねることとなったものです。我が国では一方に偏ることなく、本当によくできた民主的な仕組みだと思います。



公安委員会の役割は、その所掌事務について大綱方針を定め、これに即して警察事務の運営を行わせるために、都道府県警察を監督し、都道府県警察における事務の処理が大綱方針に適合していないと認めるときは、必要な指示を行うことです。では、管理者として具体的に何をするのでしょうか。私は、26年間会社を経営していますが、社員が自立的に仕事をしてくれることに注力してきました。そこから、警察組織を活性化すること、すなわち警察官が生き生きと仕事をする状態を保つことが重要だと思い至りました。そのためには、まず、現場を知らなければならないと、令和3年も運営指針の重点項目に視察・督励活動の積極的・計画的な推進を挙げていました。

この結果、滋賀県警察は、行政組織にありがちな前例踏襲や新しい企画に対し、できない理由を並べたてることのない「進取の精神に富んだ文化」を持ち、失敗を恐れず、失敗の先に成功があるというアグレッシブで前向きな考え方ができていると感じています。

次に非違事案についてです。民間企業で、不正を起ししやすい組織は、①風通しの悪い、上意下達の組織、②業績至上主義の組織、③社員の同質性の高い組織、④隠蔽体質の組織であるといわれています。これを滋賀県警察に当てはめてみますと、該当するのは③の同質性くらいで、特に④に関しては、ディスクロージャーは末端まで浸透していて、つくづく正直者の集まりだと感じています。したがって、我々公安委員は、アコヤ貝に異物が入って真珠ができるように、警察の中にあって目的を同じくする異物となることを心がけています。

イソップ童話の「ウサギとカメ」は、油断してはならない逸話として伝えられていますが、実はもう一つ意味があります。ウサギがカメに負けた理由として、それぞれ何を見ていたのかということです。ウサギはカメを見ました。カメはゴールしか見ていませんでした。すなわち、見ているものが違ったのです。我々公安委員は、近代警察の父といわれる川路利良が警察手眼の警察要旨の項で示した、「行政警察は、国民を罪におとさないよう予防が第一だ」というゴールを目指して、滋賀県警の皆さんと気持ちを同じくしながら、あらゆる提言を行っています。

今年度一番力を入れているのが、警察業務へのDX（デジタルトランスフォーメーション）の更なる活用の提言です。世界はデジタル社会へ大変なスピードで移行していて、AIの進化は目を見張るものがあります。DXの本質は仕事のやり方を変えることであり、これは省力化にもつながり、働き方改革に資するものです。具体的には現在、大学と提携しており、そのデータ分析から効率的に犯罪の事前察知や交通事故の未然防止につなげることに取り組んでいます。その加速を支援すべく、民間ならではの枠にとらわれない発想で提言を行ってまいりたいと考えています。